

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-5
処分の種類	准看護師養成所の指定取消			
根拠法令条例 等・条項	保健師助産師看護師法施行令第20条			
処分の概要	准看護師養成所の指定取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する令第16条 (指定学校養成所の指定の取消し) 第十六条 主務大臣は、指定学校養成所が第十一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠				